

令和6年度長野合同庁舎等自動ドア点検業務契約書（案）

長野県長野地域振興局長 坪井 俊文（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、点検作業契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（点検箇所等）

第2条 点検作業を行う自動ドアは、次のとおりとする。

- (1) 長野合同庁舎の自動ドア設置場所、台数及び点検回数
別紙仕様書のとおり
- (2) 長野保健福祉事務所の自動ドア設置場所、台数及び点検回数
別紙仕様書のとおり
- (3) 長野県中央児童相談所の自動ドア設置場所、台数及び点検回数
別紙仕様書のとおり

（契約期間）

第3条 点検作業契約期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

（点検作業料）

第4条 点検作業料金は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（技術者）

第6条 受注者は、自動ドアが常に安全で良好な作動が保たれるよう充分訓練された監督技術者と作業員を派遣して点検作業を行うものとする。

(点検作業)

第7条 受注者は、別紙仕様書に基づき、自動ドア設置場所において計画的に点検作業を行い、必要により部品等の修理及び取替を行うものとする。

2 受注者は、前項に定める点検を行うときは事前に通知する。

(報告)

第8条 受注者は、点検作業完了後は報告書を発注者に提出しなければならない。

(検査)

第9条 発注者は、報告書等の提出を受けたときは、確認し必要により検査を行うものとする。

(故障時の対応)

第10条 受注者は、自動ドアの故障等で請求があった場合、直ちに作業員を派遣し、すみやかに対応するものとする。

(支払い)

第11条 発注者は、1回ごとに、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に作業代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受注者は、点検業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、点検業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者で協議の上、点検作業料、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものと

する。

- (1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に点検業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第15条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第15条の3 発注者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第16条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に点検業務を完了しないときは、当該期限の翌日から点検業務を完了した日までの日数に応じ、点検作業料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第11条第2項に規定する期限までに点検作業料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、点検作業料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第15条から第15条の3の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受注者は、第1項又は第3項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

ない。

(賠償の予約)

第 17 条 受注者は、第 13 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 18 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約以外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 6 年 月 日

発注者 住 所 長野市大字南長野南県町 686-1
職 ・ 氏 名 長野県長野地域振興局長 坪井 俊文

受注者 住 所

法 人 名
代表者職 ・ 氏名